

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
0420070	移送取扱所の配管等に係る耐圧試験の要件の緩和	危険物の規制に関する政令第18条の2第1項、第23条 危険物の規制に関する規則第28条の28 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条	移送取扱所の配管等は、設置工事又は変更工事の後に、当該配管等に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で24時間以上の試験時間で行われる。この方法に關して、水のみではなく、不活性ガスを併用することもできるとも、試験時間について24時間以上とあるところ、30分以上に緩和することを求める。		我が国のコンビナートについては、構造改革特別区域の活用等も通じて、その高コスト構造は是正されてきているが、未だに障害となる規制は多く、コンビナート関連産業の国際競争力の強化の大きな阻害要因となっている。本提案はその中の一つに関するものである。移送取扱所の配管等の新設又は変更に係る試験については水を併用することとされているが、試験実施後、配管等を実際に使用する際には、再度乾燥させなければならず、当該配管等に腐蝕、穴、不具合等があれば、短時間で判断することが、試験は24時間以上行わなければならない。結果として、現行の試験時間に乾燥までの時間を加えた期間は当該移送取扱所を設置した施設を全体として使用することができなくなっている。このような状況を改善するため本提案を行うものである。これにより、コンビナートの高コスト構造がさらに是正されるとともに、事業者における負担が軽減され、生産の効率化等によるイノベーションを通じたコンビナートの更なる活性化が図られるものと考えられる。	配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備により危険物を移送する移送取扱所は、その配管が当該移送取扱所を保有する事業所等の敷地のみならず、当該敷地外その他海上等を通ずるものであり、いったん危険物の漏えい又は火災等が発生すると当該移送取扱所を使用する者以外の者にも被害を及ぼし得るものとして、石油パイプライン事業法の事業用施設に係る技術上の基準に準じて、他の危険物配管よりも厳しい技術基準を適用し、高いレベルの保安を確保しているところである。この一環として、移送取扱所の配管等の設置工事又は変更工事の後の耐圧試験は、最大常用圧力の1.5倍以上、試験時間24時間とする技術的な理由について、また、不活性ガスを併用した際に、具体的に挙げられる危険性・問題点について、回答を併せて右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	-				耐圧試験を、最大常用圧力の1.5倍以上、試験時間24時間とする技術的な理由について、また、不活性ガスを併用した際に、具体的に挙げられる危険性・問題点について、回答を併せて右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	配管等の強度が十分なものであるか確認するという耐圧試験の主な目的を考えると、水、気体のいずれを使用しても得られる結果に変わりなく、移送取扱所以外の製造所、一般取扱所、タンク付配管等では気体による耐圧試験が認められているところ、移送取扱所に係る耐圧試験について気体を用いたとしても問題はないと考えられる。そもそも、現状で移送取扱所についてのみ気体を使用出来ない具体的な根拠はあるのか。また、消防署による耐圧試験は、実態としては、溶接部の状態のハンマリングによる確認、全体の状況の目視による確認を中心としている。そのようなことから、強度等の確認のために試験時間が24時間必要であるとは考えられない。	コンビナート活性化	1 0 3 4 0 5 0	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省
0420080	危険物移送配管の地上設置に係る基準の緩和	危険物の規制に関する政令第18条の2第1項、第23条 危険物の規制に関する規則第28条の16第2号 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条第2号	移送取扱所の配管は、高圧ガス施設等の保安対象物件との間に、物件の種類に応じて一定の水平距離を有しなければならない。ただし、市町村長等が個別に、防火安全上支障がないことなどを動かし、位置、構造及び設備の基準の特例を認めることができる。		現行制度においては、配管を地上に設置する場合においては、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条第2号に規定する施設に対しては、35メートル以上の水平距離を有しなければならない。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに配管を設置する場合においては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることを求める。	コンビナートが所在する地方公共団体においては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の業務の効率化によるコストの削減が求められるところ、過剰となった設備を廃止し、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に關し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、その推進には多くの障害となる規制が存在している。特に隣接地に關しては、企業間連携のために新たに配管を設置する場合、隣接地の効率的な設置が出来ず、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、その他の用地の確保等が必要となり、事業者にとってかえって大きな負担となっている。加えて、現行制度により求められる用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につなげるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を促した地域産業構造の転換が図られることが期待される。	C	-			製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関する規定である危険物の規制に関する政令第23条の適用については、市町村長等が個別に判断するものである。	貴省ご回答においては、政令第23条の適用については市町村長等が個別に判断するものとしているが、これは、貴方提案については現行制度により対応可能であるとの趣旨を含むものと解してよろしいか。また、市町村長等の個別の判断に關し、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛るような通知等は発出していないか、敬示されたい。	コンビナート活性化	1 0 3 4 0 6 0	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省	
0420090	危険物配管等の設置に係る高圧ガス施設等との保安距離規制の緩和	危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号、第23条 危険物の規制に関する規則第12条	危険物施設の位置は、高圧ガス施設までの間に、20メートル以上の距離を保つこと。ただし、市町村長等が個別に、防火安全上支障がないことなどを動かし、位置、構造及び設備の基準の特例を認めることができる。		現行制度においては、危険物導管と高圧ガス施設、高圧ガス導管と危険物施設との間には20メートル以上の保安距離を保つこととされている。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに危険物導管を設置する場合においては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることを求める。	コンビナートが所在する地方公共団体においては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の業務の効率化によるコストの削減が求められるところ、過剰となった設備を廃止し、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に關し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、高圧ガス施設の企業間相互利用のための危険物導管の新設、又は危険物施設の企業間相互利用のための高圧ガス導管の新設を行う場合、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、その他の用地の確保等が必要となり、事業者にとってかえって大きな負担となっている。加えて、現行制度により求められる用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につなげるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を促した地域産業構造の転換が図られることが期待される。	C	-			製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関する規定である危険物の規制に関する政令第23条の適用については、市町村長等が個別に判断するものである。	貴省ご回答においては、政令第23条の適用については市町村長等が個別に判断するものとしているが、これは、貴方提案については現行制度により対応可能であるとの趣旨を含むものと解してよろしいか。また、市町村長等の個別の判断に關し、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛るような通知等は発出していないか、敬示されたい。	コンビナート活性化	1 0 3 4 0 7 0	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省	
0420100	ドクターカー業務における消防用無線基地局の病院内での開設と運用について	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)及び平成7年郵政省告示第183号	消防用無線局については、その通信系に消防機関の指揮統制下でない運用者が加わった場合、消防業務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、その免許人を消防機関に限るところです。しかしながら、医療機関が消防用無線局の運用を行うことが必要な場合には、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づき、免許人による適切な監督、免許人と契約関係の存在及び無線局運用証明書の携帯の要件を備えることで、免許人以外(例えば、ドクターカーに乗車する医師等)であっても、消防機関を免許人とする消防用無線局を運用することが可能です。		ドクターカー業務において、病院内に消防用無線の基地局を開設し、病院からドクターカーや現場救急隊員等と直接通信できる体制を整備する。	昨年度、ドクターカー業務における救急現場での円滑な情報伝達と即時の情報共有を図る目的で、病院での消防用無線局の使用について特区採択後の結果、病院所在地の消防業務を管轄する多治見市長(免許人)の監督下においてその運用が可能との判断を受け、この4月より、消防無線局(移動局)の運用を開始した。これにより、ドクターカーと現場救急隊員(消防)との通信環境は大きく改善されたが、新たな課題も浮かんできた。現場の患者がおかれた状況(症状)は多岐多様であり、その状況に適した専門的な医療情報を、いかに早く現場へ提供できるかが、今後のドクターカー業務をより充実させるためには、病院・ドクターカー・現場救急隊員・消防本部(救急指令室)を統合するコミュニケーションを確立させ、病院が基点となり、高度な治療戦略を直接的、且つ、即時に現場に反映できる体制<病院による後方支援>の整備が必要である。しかし、病院が無線通信を行うためには、基地局(固定局)である必要があり、現在運用中の移動局ではこうした使用法は認めず、また消防機関でなければ基地局は設置できない。現在は簡易無線局や携帯電話を代理しているが、間接的伝達となるため、現場とは円滑な情報共有が行えず、逐次更新する追加情報の提供は困難。より専門性の高い医療情報をドクターカーを経由して伝達する場合、医師本人が運転手であるケースがほとんどであるので、その都度停車して無線操作を行わなければならない、ドクターカーの現場到着が遅れてしまう。こうした課題を克服するため、病院内に消防無線の基地局を開設し、その運用について許可願いたい。	D	-			前回の特区提案に対して回答したとおり、消防用無線局であっても、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づく条件を満足する場合、免許人である消防機関以外の者が運用できることになっています。この規定は、無線局の種類によらず対象としていることから、移動局のみならず基地局の場合であっても適用可能となっています。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	コンビナート活性化	1 0 4 2 0 1 0	岐阜県立多治見病院	岐阜県	総務省	
0420110	カジノ実現に必要な法整備				西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を排除するため、同39条の(法令又は正当な業務)による行為は罰しないを根拠に、カジノ関連法を制定することカジノ特区を実現しようとするものである。今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするための法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地と人口密度の高さと環太平洋の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会創出、税収の確保等が期待できる。提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという斬新かつ国際的にインバウンドのある地域戦略に取組む必要がある。これでも大政府などがカジノ関連の特設を提案しているが、いづれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないと検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法39条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあつたことから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。					今回の提案は地方公共団体が実施主体とするものであること、カジノの実施と密接に関連する周辺治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等を地方公共団体が担っていること等から、カジノの実施が地方財政に資することも必要。なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技についても、地方財政の健全化等を目的としているところ。	右提案主体からの意見を踏まえ、地方財政に資するところの具体的な条件について回答されたい。	今回の提案は、総務省からの回答にあるように、地方財政に資することも前提に、特別法(案)を作成し提案を行っている。		1 0 4 7 0 1 0	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、壱岐市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 総務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0420120	救急救命士による血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条	救急救命士による血糖値測定とブドウ糖溶液投与は認められていない。		意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な医療施設への搬送を余儀なくされます。簡易血糖測定器の取扱いが容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外來での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が施行することにより支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖発作の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖溶液の使用手法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。今後増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思っております。	-	-			救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。			1 0 5 2 0 1 0	印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会	千葉県	総務省 厚生労働省
0420130	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条	救急救命士による重症喘息患者に対するβ刺激薬の使用は認められていない。		喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3188人(男性1585人、女性1603人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息発作の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救急において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救済することに非常に有効と考えます。当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用手法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていること、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。	-	-			救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。			1 0 5 2 0 2 0	印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会	千葉県	総務省 厚生労働省
0420140	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液は認められていない。		出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されていますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前・静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待ってようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなにもありません。実際、ドクターヘリで出動し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧88.3±17.4mmHgが到着時には99.5±29.3mmHgへ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善が確認されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と9例に胸骨圧迫を施行することで、予測生存率が現場の56.0±3.0から到着時に80.65±0.38に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。	-	-			救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。			1 0 5 2 0 3 0	印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会	千葉県	総務省 厚生労働省
0420150	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		公職選挙法第九條に次の一項を追加する。地方公共団体の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。 地方自治法第十八條に次の一項を追加する。地方公共団体の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約252万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。 ②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。 ③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域(87.8%)が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国(19歳)以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で16歳以上に地方選挙権を保障している。 ④住民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年度で14府県まで増加した。 ⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。	C	I			選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。なお、日本国憲法の改正手続きに関する法律(附則第3条)において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年来年度の者が国政選挙に参加することができることとなるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとする」とされているところである。いずれにせよ、地方選挙も含め選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各派間で十分に議論される必要がある。			1 0 5 6 0 1 0	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	東京都	総務省
0420160	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	地方自治法第19条 公職選挙法第10条第1項	日本国民で、年齢満25歳以上の者については地方公共団体の議員及び市町村長の(市町村の議会の議員の場合はその選挙権を有する者に限る)、年齢満30歳以上の者については都道府県知事の被選挙権を有する。		公職選挙法第十條第一項に次の一号を追加する。地方公共団体の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。 地方自治法第十九條に次の一項を追加する。地方公共団体の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の取扱いに委ねられている。 ②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダが18歳で、ドイツでは10代の若者が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。 ③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。	C	I			被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の被選挙権についても、まずは国会の各党各派間で十分に議論される必要がある。			1 0 5 6 0 2 0	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	東京都	総務省

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0420230	放送行政を担う独立行政委員会の設置	なし	現在、放送行政を担う独立行政委員会は存在しない。		放送行政を担う独立行政委員会を設置し、放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等を、独立行政委員会で行うものとする。	放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等は、表現の自由に密接に関わるものである。よって、放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等は、政治的中立性及び独立性が特に求められるといえるので、これを独立行政委員会にて行うこととすべきである。	C	I					1 0 8 3 0 1 0	個人	神奈川県	総務省
0420240	放送参入に関する、外資規制の撤廃とオークション方式の導入	電波法（昭和25年法律第131号）第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項 放送法（昭和25年法律第132号）第52条の8、第52条の13	放送局の免許及び委託放送業務の認定については、外資規制がかかっている。 また、免許審査においては、各審査委員に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与する者が優先するものとしている。		地上波放送を含め、放送分野への外資参入規制を撤廃するものとする。放送に関する免許審査における比較審査方式を、オークション方式に移行するものとする。	有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の放送業界は参入規制により競争が完全には促進されておらず、視聴者が求める情報が放送で提供できていなかったり、放送局の経営の効率化が遅れている。特別な影響力が薄いのであれば、外資規制を撤廃して参入の自由度を高め、競争を促進することによって経済を発展させるべきである。また、外資規制の撤廃と合わせて免許審査をオークション方式にすることにより、一番効率的に電波を利用できる事業者を市場の中で選ぶべきである。	C	I					1 0 8 3 0 2 0	個人	神奈川県	総務省
0420250	番組調和原則の撤廃	放送法（昭和25年法律第132号）第3条の2第2項	放送事業者はテレビジョン放送による国内放送の放送番組の編成に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。		番組調和原則を撤廃するものとする。	有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の地上波放送業界は番組調和原則により、視聴者が求める情報を放送で提供できていなかったり、各局の放送内容の差が小さくなりつつある。特別な影響力が薄いのであれば、番組調和原則を撤廃して放送局の表現の自由を尊重し、放送局に市場の中で視聴者のニーズに合わせた放送を提供させることによって放送の発展を促進するべきである。	C	I					1 0 8 3 0 3 0	個人	神奈川県	総務省
0420260	未成年者にも選挙権を認め、未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		未成年者にも選挙権を認める。なお未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。	少子化が益々深刻化する現在、国・地方自治体において様々な対策が講じられているが、根本的には、将来子供を生み育てていく若年層の声が政治に反映されにくい現在の選挙の状況を改善していく必要があると考える。たとえば、第44回衆議院選挙(2005年9月)における投票者の中位年齢は53.5歳であり、今後、少子化の進展に伴って、中位年齢はさらに高齢化することが予想される。このような若年層の声が政治に反映されにくいという構造的問題は、若者の投票率を上げるよう呼びかける程度では解決不可能な問題である。こうした問題を解決するため、公職選挙法を改正して、①未成年者に選挙権を認める②未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする、という未成年者選挙権制度を提案する。これにより、未成年者も他の世代と同様に「自分達の世代に向けた政策を要求する力」がもたらされる。それにより子どもにやさしい政策、子どもを持つ親にやさしい政策が期待でき、いいては抜本的な少子化対策となる。実際の選挙においては特に幼年の未成年者は適切な投票ができないと思われるので、未成年者の投票権は一律、親権者が行使するものとする。	C	I					1 0 8 4 0 1 0	個人	神奈川県	総務省